

群馬県道路占用規則

(昭和五十七年四月一日規則第二十六号)

(趣旨)

第一条 この規則は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)及び道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)に定めるもののほか、道路の占用(以下「占用」という。)について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

(占用の許可申請)

第二条 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、道路占用許可申請・協議書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二年規則四一号・一七年二八号〕

(占用の更新)

第三条 占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用の期間満了後、引き続き占用しようとする場合においては、当該占用期間の満了する日の一月前までに道路占用許可申請・協議書を知事に提出して許可を受けなければならない。

一部改正〔平成二年規則四一号・一七年二八号〕

(占用工事の着手の届等)

第四条 占用者は、占用に関する工事(以下「占用工事」という。)に着手しようとする場合においては、あらかじめ道路占用工事着手届(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 占用者は、占用工事が完了した場合においては、直ちに道路占用工事完了届(別記様式第五号)を知事に提出し、その検査を受けなければならない。

3 占用者は、前項の規定による検査の結果不相当とされたものについて必要な措置を講じ、再度検査を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

(占用許可の標示)

第五条 占用者は、占用の期間中、道路占用許可・同意済標識(別記様式第六号)を占用物件の見やすい箇所に標示しておかなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 占用者は、占用工事の期間中、道路占用許可・同意済標示板(別記様式第七号)を占用工事の場所の見やすい箇所に標示しておかなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

(地位の承継)

第六条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の占用者の一般承継人は、当該占用者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日の翌日から起算して三十日以内に地位承継届(別記様式第八号)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

(権利の譲渡)

第七条 占用の許可に基づく占用者の権利は、知事の承認を受けなければ譲渡することができない。

2 前項の承認を受けようとする者は、権利譲渡承認申請・協議書（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により占用の許可に基づく占用者の権利を譲り受けた者は、当該占用者が有していたその許可に基づく地位を承継する。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

（占用の廃止）

第八条 占用者は、占用の廃止をしようとする場合においては、あらかじめ道路占用廃止届（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。

（原状回復）

第九条 占用者は、法第四十条の規定により原状に回復した場合においては、直ちに道路占用原状回復届（別記様式第十一号）を知事に提出し、その検査を受けなければならない。

2 占用者は、前項の規定による検査の結果不適当とされたものについて必要な措置を講じ、再度検査を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則二八号〕

（国の行う占用の手続）

第十条 法第三十五条の規定による協議の手続は、第二条から前条までに規定する許可の手続の例による。

一部改正〔平成二年規則四一号・一七年二八号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の群馬県道路占用規則の規定により知事に対してしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの規則の各相当規定により知事に対してした許可の申請その他の手続とみなす。

3 この規則により改正された様式は、当分の間適宜補正して使用することができる。

附 則（昭和五十九年三月三十一日規則第三十一号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二十八日規則第四十一号）

1 この規則は、平成二年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路占用規則の規定により作成されている申請書等については、改正後の群馬県道路占用規則の規定にかかわらず、平成三年三月三十一日までの間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成六年三月三十一日規則第四十四号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月四日規則第二十八号）

1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路占用規則（以下「改正前の規則」という。）により提出されている書類は、改正後の群馬県道路占用規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。